

第3 障がい者の福祉

【 社会福祉課・高齢福祉課 】

1 障がい者の状況

障がいのある方に、障がいの種類によって以下の障がい者手帳が交付されます。

(1) 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、障がいの種類・等級などに応じた各種の制度を利用する際に必要となるものです。

☆身体障害者手帳所持者数及び障がい別割合（令和6年3月31日現在）

区 分	人 員	構成率(%)
(児)18歳未満	16	0.9
(者)18歳以上	1,767	99.1
計	1,783	100.0

区 分	人 員 構成率(%)	
肢体不自由	970	54.4
聴覚・平衡機能障がい	147	8.3
内部障がい	533	29.9
視覚障がい	111	6.2
音声・言語機能障がい	22	1.2
計	1,783	100.0

(2) 療育手帳

療育手帳は、知的に障がいのある方に、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の制度を利用する際に必要となるものです。児童相談所又は北海道立心身障害者総合相談所において、知的障がいと判定された方に交付されます。

障がいの程度により重度・最重度の場合は「A」、中度・軽度の場合には「B」と記入されます。

☆療育手帳所持者数（令和6年3月31日現在）

区 分	重度「A」 (最重度・重度)		軽度「B」 (中度・軽度)		計	
	人 員	構成率(%)	人 員	構成率(%)	人 員	構成率(%)
(児)18歳未満	19	2.9	80	12.4	99	15.3
(者)18歳以上	200	30.9	348	53.8	548	84.7
計	219	33.8	428	66.2	647	100.0

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを証する手段となり、精神障がいのある方の社会復帰促進と自立を図ることを目的として交付されます。

2年毎に有効期間の更新が必要です。

☆精神障害者保健福祉手帳所持者（令和6年3月31日現在）

手帳所持者数	224
--------	-----

☆精神障害者保健福祉手帳申請内訳（令和5年度実績）

新規交付申請件数	更新申請件数	計
21	117	138

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス

障がいのある方の介護や就労の支援のための障害福祉サービスや自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）、補装具費（車いすや補聴器等）の支給などの制度があります。

(1) 障害福祉サービス

個々の障がいのある方の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われます。

利用者は、サービスにかかる費用の1割を負担します（世帯の課税状況等により上限月額が決まります）。

☆支給の対象となるサービス及び支給決定者数（令和5年度実績）

区 分	利用実人数 (人)	金 額 (円)
計画相談支援	484	17,759,216
地域移行支援	0	0
地域定着支援	62	2,265,420
居宅介護	109	67,324,329
重度訪問介護	8	36,093,790
行動援護	3	2,219,230
同行援護	0	0
短期入所	18	2,966,290
基準該当生活介護	1	311,850
生活介護	157	421,956,860
自立訓練	7	11,303,994
自立生活援助	3	453,600
就労移行支援	0	0
就労継続支援	232	375,327,232
高額障害福祉サービス費	0	0
療養介護（医療費を除く）	6	20,856,510
療養介護医療費	(5)	3,735,647
共同生活援助	174	397,574,581
〃 に係る特定障害者特別給付費	(170)	19,827,755
施設入所支援	67	107,088,313
〃 に係る特定障害者特別給付費	(58)	6,881,280
計	1,331	1,493,945,897

(2) 自立支援医療

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減のための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で「更生医療」「育成医療」「精神通院医療」があります。

指定の医療機関で医療を受けた場合、利用者は医療費の1割を負担します（所得等に応じて上限月額が決まります）。

① 更生医療

身体障害者手帳の交付を受けている方が、その障がいを補うべき医療を受ける場合に適用になります。事前に、北海道立心身障害者総合相談所の判定が必要です。

☆給付等状況（令和5年度実績）

区 分		障がいの種類	延人数	金額(円)
入院	国民健康保険	肢体不自由	3	141,432
		腎臓機能障がい	33	271,141
	社会保険	腎臓機能障がい	8	159,865
	後期高齢者医療	肢体不自由	2	89,220
		腎臓機能障がい	217	1,637,091
	生活保護	腎臓機能障がい	38	22,203,328
	小計	肢体不自由	5	230,652
		腎臓機能障がい	296	24,271,425
入院計			301	24,502,077
入院外	国民健康保険	免疫機能障がい	16	547,524
		腎臓機能障がい	342	3,035,366
	社会保険	免疫機能障がい	35	1,586,182
		腎臓機能障がい	391	3,171,464
	後期高齢者医療	腎臓機能障がい	1,330	5,911,070
	生活保護	腎臓機能障がい	157	29,601,430
	小計	免疫機能障がい	51	2,133,706
		腎臓機能障がい	2,220	41,719,330
入院外計			2,271	43,853,036
合 計			2,572	68,355,113

② 育成医療

18歳未満で、身体に障がいや病気があり、放置すると将来障がいが残る可能性のある子どもで、手術等の治療で障がいの改善が期待できる場合に適用になります。

平成25年度より北海道から事務の権限移譲を受け、本市の事業となりました。

☆給付等状況（令和5年度実績）

区 分		障がいの種類	延人数(人)	金額(円)
入院	国民健康保険	肢体不自由	-	-
	社会保険	肢体不自由	2	135,032
		内蔵機能障がい	1	53,796
	入院計		3	188,828
入院外	国民健康保険	肢体不自由	-	-
	社会保険	音声・言語・そしゃく機能	23	92,726
		肢体不自由	7	6,755
		内蔵機能障がい	1	228
入院外計		31	99,709	
合計			34	288,537

③ 精神通院医療

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神病質その他の精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方が対象となります。

1年毎に、再認定が必要です。北海道が事業を実施していますが、申請窓口は市町村です。

☆給付等状況（令和5年度実績）

自立支援医療受給者証交付件数（伊達市分）		462
内 訳	新規交付申請件数	35
	再認定申請件数	427

(3) 補装具費の支給

補装具とは、身体に障がいのある方が装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものです。

補装具の購入・修理の前に必ず社会福祉課で支給申請を行い、支給決定を受ける必要があります。利用者は、補装具費の1割を負担します（世帯の課税状況等により上限月額が決まります）。

☆支給等状況（令和5年度実績）

補装具名	購 入		修 理		計	
	件数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)
義手	-	-	1	119,568	1	119,568
義足	2	2,668,079	1	136,104	3	2,804,183
上肢装具	-	-	-	-	-	-
下肢装具	10	637,322	4	62,476	14	699,798
体幹装具	2	104,273	-	-	2	104,273
靴型装具	5	585,396	1	6,583	6	591,979
起立保持具	1	252,222	-	-	1	252,222
座位保持装置	3	1,203,609	1	24,698	4	1,228,307
歩行器	1	72,080	-	-	1	72,080
視覚障害者 安全つえ	6	23,371	-	-	6	23,371
補聴器	10	606,504	10	145,418	20	751,922
車いす	11	3,083,513	14	554,990	25	3,638,503
電動車いす	-	-	4	550,495	4	550,495
遮光眼鏡	2	49,714	-	-	2	49,714
歩行補助つえ	1	8,480	-	-	1	8,480
計	54	9,294,563	36	1,600,332	90	10,894,895

(4) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害福祉サービスとは別に、地域や利用者の実情に応じて市町村と都道府県が協力して実施する事業です。障がい者の地域における生活を支える様々な事業を行っています。

① 相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者の様々な相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。

また、地域自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

◎伊達市障がい者総合相談支援センター 相談室あい

- ・所在地 伊達市舟岡町134番地15 だて地域生活支援センターUmi 1階
電話 25-3838 FAX 82-3936
- ・相談方法 来所、訪問、電話、FAX、メール、郵便等
- ・相談内容 障がいのある方に関わる相談全般
- ・開設日時 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後9時まで
日曜日 午前8時30分から午後5時まで
(夜間は留守番電話で対応。土曜日、祝日、年末年始は休み)
- ・相談費用 無料

☆利用状況 (令和5年度実績)

区分	精神	知的	身体	発達	その他	計	
人数 (一般相談)	371	663	103	107	21	1,265	
〃 (計画相談)	86	247	47	139	140	659	
計	457	910	150	246	161	1,924	
件数	電話・FAX・メール	310	435	76	483	28	1,332
	来所	59	426	3	36	9	533
	訪問	195	653	66	74	6	994
	同行	125	287	38	51	13	514
	代行	16	232	30	35	2	315
	その他	32	50	6	12	0	100
	計画相談	134	406	86	307	225	1,158
	計	871	2,489	305	998	283	4,946

② コミュニケーション支援事業

手話通訳員及び手話通訳協力員派遣事業は、聴覚、言語、音声機能に障がいがある方に手話通訳者等の派遣を行い、聴覚、言語、音声機能に障がいがある方の意思疎通の円滑化を図るために実施されています。

手話通訳員1名が社会福祉課に常勤、6名の手話通訳協力員が登録しています。利用料は無料です。

☆利用状況 (令和5年度実績)

手話通訳員派遣件数	173	手話通訳協力員派遣件数	36
		手話通訳協力員派遣人数(延)	45

③ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、障がいのある方に対し、日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図り、障がいのある方の福祉増進に資することを目的とした事業として実施しています。

用具を購入する前に、市役所に給付等の申請を行い、給付等の決定を受ける必要があります。利用者は、日常生活用具の購入等にかかる費用の1割を負担します（世帯の課税状況等により上限月額が決まります）。

☆給付等状況（令和5年度実績）

種 目	件 数	金 額（円）
特殊寝台	2	308,000
頭部保護帽B	1	36,750
人工喉頭B（電動式）	1	63,090
電気式たん吸引器	2	135,310
点字図書	1	4,000
ストマ用装具（蓄尿袋・蓄便袋）	696	6,107,940
紙おむつ等	182	1,978,666
ネブライザー	1	21,780
視覚障がい者用血圧計	1	9,680
聴覚障がい者用通信装置	2	81,070
視覚障がい者用拡大読書器	3	579,000
視覚障がい者用時計B（音声時計）	3	30,920
聴覚障がい者用ポータブルレコーダーA（録音再生機）	2	170,000
居宅生活動作補助用具	3	363,920
火災警報器	1	30,250
計	901	9,920,376

④ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児に対して、移動支援事業にかかる費用を給付し、外出のための支援を行います。

利用時間が同一月に10時間を超えない場合は無料です。ただし、利用時間が同一月に10時間を超えた場合、利用者は移動支援にかかる費用の1割を負担します。

☆利用状況（令和5年度実績）

利用実人員	利用時間	支出金額(円)
9	712.30	2,606,200

⑤ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、障がいのある方が通う施設で、地域の実情に応じた創作的活動や生産活動をし、社会との交流を深めることによって地域生活を支援していましたが、委託先の特定非営利活動法人が平成29年3月に解散しました。

⑥ 日中一時支援事業

日中において、介護する方がいないなどの理由により、見守りまたは一時的な活動の場を要する障がい者及び障がい児に対して、日中一時支援事業に係る費用を給付します。

利用者は、日中一時支援事業に要した費用の1割を負担します。

☆利用状況（令和5年度実績）

利用実人員	利用回数	支出金額(円)
5	58	197,772

⑦ 更生訓練費給付事業

更生訓練費給付事業とは、施設に入(通)所している方の訓練および実習の内容などを勘案して、必要と認められた実費負担費用に対して更生訓練費を給付するものです。

☆支給状況（令和5年度実績）

受給者実数	支給金額(円)
0	0

⑧ 身体障がい者自動車運転免許取得助成事業

自動車運転免許を取得しようとする身体障がい者に対し、その取得に要する経費の一部を助成します。

☆助成状況（令和5年度実績）

助成件数	助成金額(円)
0	0

⑨ 身体障がい者自動車改造費助成事業

就労、通院その他の用途のために自動車を改造しようとする身体障がい者に対し、その改造に要する経費の一部を助成します。

☆助成状況（令和5年度実績）

助成件数	助成金額(円)
0	0

⑩ ボランティア活動支援事業

精神障がい者が自ら行っている社会復帰活動に対し支援を行うことにより、地域住民への精神障がい者に対する正しい知識の普及や、社会参加、社会復帰の促進を図ることを目的としています。

◎回復者クラブ ハッピーサークル

- ・連絡先 伊達市障がい者総合相談支援センター あい 電話 25-3838
- ・会員数 11人（令和6年3月31日現在）

⑪ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどで、家庭裁判所が選任した後見人等が判断能力の不十分な方の日常生活を法律的に保護する仕組みです。本市では、身寄りのない方の成年後見の申立手続（市長申立）や成年後見にかかる費用の助成を行います。

☆市長申立状況（令和5年度実績）

申立件数	申立費用(円)
2	14,436

☆費用助成状況（令和5年度実績）

助成件数	助成金額(円)
2	250,000

3 障害児通所支援（児童福祉法に基づくサービス）

障がいのあるお子さんが通所し、日常生活の基本的動作の指導や自活に必要な知識・技能の取得、集団生活への適応のための訓練を行うサービスです。

お子さんの障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われます。

利用者は、サービスにかかる費用の1割を負担します（世帯の課税状況等により上限月額が決まります）。

☆支給の対象となるサービス及び支給決定者数（令和5年度実績）

区 分	利用実人数（人）	金 額（円）
児童発達支援	79	34,686,863
放課後等デイサービス	146	95,225,250
保育所等訪問支援	2	356,810
障害児相談支援	200	5,388,470
計	427	135,657,393

4 障がいのある方に関するその他の福祉制度

(1) 特別障害者手当

支給対象者：20歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする方

(2) 障害児福祉手当

支給対象者：20歳未満であって、政令で定める程度の重度の障がいの状態にあるため、日常生活において、常時の介護を必要とする方

(3) 福祉手当（経過措置分）

支給対象者：経過措置のため、新たに対象となる方はいません。

(4) 伊達市重度心身障害児福祉手当

支給対象者：心身に障がい（身体障害者手帳1、2級所持者、又は、IQ50以下の判定を有する方）のある児童の保護者

(5) 特別児童扶養手当（※実施主体：北海道）

支給対象者：身体や精神に障がいのある満20歳未満の児童の父母又は父母に代わって児童を養育している方

☆支給等状況（令和5年度実績）

区 分	延人数	単 価(円)	支出金額(円)
特別障害者手当	429	R5.2～R5.3算定分 27,300（月額）	11,955,820
		R5.4～R6.1算定分 27,980（月額）	
障害児福祉手当	193	R5.2～R5.3算定分 14,850（月額）	2,956,800
		R5.4～R6.1算定分 15,220（月額）	
福祉手当	6	R5.2～R5.3算定分 14,850（月額）	90,580
		R5.4～R6.1算定分 15,220（月額）	
伊達市重度心身障害児福祉手当	25 ※実人数	12,000（年額）	300,000
特別児童扶養手当	—	(1級)	—
		R5.2～R5.3算定分 52,400（月額）	
		R5.4～R6.1算定分 53,700（月額）	
		(2級)	
R5.2～R5.3算定分 34,900（月額）			
R5.4～R6.1算定分 35,760（月額）			

(6) 北海道心身障害者扶養共済制度

心身に障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度の障がいを負った場合に、残された障がいのある方に終身一定額の年金が支給されるものです。

各種申請、届出先は、北海道が直接取り扱います。

(7) 伊達市福祉タクシー・燃料併用助成事業

心身に重い障がいのある方の外出を支援するため、タクシー運賃や本人か介護の方が運転する自家用車へのガソリン、軽油の支払いに使用できる助成券（チケット）を交付します。

① 助成対象者

身体障害者手帳1級又は2級の方

療育手帳A判定の方

精神障害者保健福祉手帳1級の方

② 助成額

年額6,000円（1枚500円のチケットを12枚交付）

☆助成等状況（令和5年度実績）

区分	身障1級	身障2級	療育A	精神1級	計
対象者数	499	217	129	19	864
交付者数	301	119	55	3	478
交付率(%)	60.3	54.8	42.6	15.8	55.3
支出金額(円)	2,443,420				

■「障害者」の「害」の表記について

伊達市では、ノーマライゼーション社会の実現と心や文字のバリアフリーを推進するため、障害者の「害」の表記をひらがなの「がい」に改め、平成14年4月1日より実施しました。

①「障害」という言葉が、単語あるいは熟語として用いられ「ひと」を直接・間接に形容する場合は「障がい」と表記します。

②法令などに基づく規定、制度名、施設名、団体名などの固有名詞は変更しません。